県　章

滋賀県公報

令和８年（2026年）
１０　月　２２　日
号　外　（３）
木　曜　日

毎週火・金曜　２回発行

目　　次　（※印は、県例規集に登載するもの）

○　規　　則
※滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（ＤＸ推進課）..... 1
○　告　　示
※滋賀県工業試験研究機関試験研究等設備使用要綱の一部改正（イノベーション推進課）..... 1

規　　則

滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年10月22日

滋賀県知事　　三　日　月　　大　　造

滋賀県規則第66号

滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則（平成30年滋賀県規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表中１の項を削り、２の項を１の項とし、３の項を２の項とし、４の項を３の項とする。

付　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　　示

滋賀県告示第428号

滋賀県工業試験研究機関試験研究等設備使用要綱（昭和61年滋賀県告示第173号）の一部を次のように改正する。

令和８年10月22日

滋賀県知事　　三　日　月　　大　　造

第１条　別表第２項第１号中「有機・繊維・デザイン機器および機械・金属機器使用料」を「機械繊維機器および機能材料機器使用料」に改め、同号の表精密測定機器の部中三次元測定機の款を削り、

「

	340

」を「

	340円

」に改め、同表機械試験機器の部バルブ性能試験装置の款を削り、同部に次のように加える。

	バルブ性能評価装置	5,290
	ひずみ計測システム	730

別表第２項第１号の表材料試験機器の部万能試験機（1,000kN アナログ）の款およびデジタルショア硬さ試験機の款を削り、同表環境機器の部キセノンウェザーメータ噴霧無の款、キセノンウェザーメータ水噴霧の款、メタルハライドウェザーメータ噴霧無の款、メタルハライドウェザーメータ水噴霧の款および環境試験室の款を削り、同部に次のように加える。

	恒温恒湿室	2,810 １時間増すごとに　2,000

別表第２項第１号の表分析機器の部自記分光光度計の款を削り、同表工作機器の部に次のように加える。

	砂型３Ｄプリンタ	9,770

第２条　別表第２項第１号の表環境機器の部に次のように加える。

	超促進耐候性試験機噴霧無	2,280 １時間増すごとに　1,630
	超促進耐候性試験機水噴霧	2,380 １時間増すごとに　1,730

付　則

この告示は、令和８年10月22日から施行する。ただし、第２条の規定は、同年12月１日から施行する。